

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡母（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A県A市所在の社会福祉法人Bに採用され、同法人が運営する障がい者支援施設C（以下「事業場」という。）において、介護業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、夜勤のため事業場に軽自動車出勤途中、道路路肩に駐車し、意識不明となっていたところを通行人に発見され、D病院に救急搬送されたが、同日、同病院において「くも膜下出血」により死亡した。

請求人は、被災者の死亡は肉体的負荷のある夜勤などが原因であるとして、監督署長に対して、遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 被災者の疾病名及び発症時期について、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けE医師の意見書のとおり、「くも膜下出血」(以下「本件疾病」という。)であり、その発症時期は平成〇年〇月〇日と判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

##### (3) 異常な出来事への遭遇について

被災者には、発症直前から前日までの間において、認定基準上の「異常な出来事」に遭遇したとの事実は認められない。

##### (4) 短期間の過重業務について

被災者の本件疾病の発症直前から前日についてみると、発症当日は出勤途中であり、労働をしていたとは認められず、また発症前日の労働時間は9時間12分であることから、特に過度の長時間労働があったとは認められない。

また、発症前おおむね1週間(平成〇年〇月〇日から同月〇日)についてみると、総労働時間数は56時間26分であり、休日も1日確保されており、継続的な長時間労働があったとは認められず、業務におけるその他心身への特段の負荷要因も認められない。

##### (5) 長期間の過重業務について

被災者の時間外労働時間数についてみると、発症前1か月の時間外労働時間数は26時間33分であり、また、発症前2か月間から6か月間までにおける

1か月当たりの平均時間外労働時間数は22時間6分から28時間14分の範囲であることから、労働時間について本件疾病の発症との関連性が強いとは認められない。

また、請求人は、被災者が看護職員であるFから叱責を受けていたことが被災者の精神的負荷となった旨主張しているため、当審査会において検討したところ、以下のとおりとなる。

請求人の申述等から、被災者が当該看護師を快く思っていなかったことは推認できるが、職場関係者の申述をみると、Gは、「Fさんは、方言が強く、言葉がきつく感じるので、被災者以外の職員も拒否反応を示すことはありましたが、特にトラブルが起こったということはありませんでした。」と述べ、Hも、「被災者が、亡くなる前6か月間において、職場の人間関係でのトラブルは特にありませんでした。F看護師については、他の職員も業務を行ううえで、仕事のスタンスの違いがあったため、何らかの衝突はありましたが、それが大きなトラブルになったということはありませんでした。」と申述しており、Fに対しては被災者も含め一定のあつれきがあった可能性はあるが、Fとの関係が被災者にとって著しい負荷要因となっていたとまでは認められない。

なお、請求人は上記の他、被災者が夜勤勤務及び宿直勤務を行っていたこと、並びに自宅での持ち帰り残業を行っていたことなどを根拠に、被災者に過重業務が認められるべきである旨主張するが、当審査会において検討した結果も、決定書理由第2の2の(2)のエの(ア)に説示のとおりであり、他の労働者と比較していずれも著しい負荷要因とまでは認められない。

(6) 以上のとおり、被災者の本件疾病は、認定基準の対象疾病に該当するものの、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められず、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。